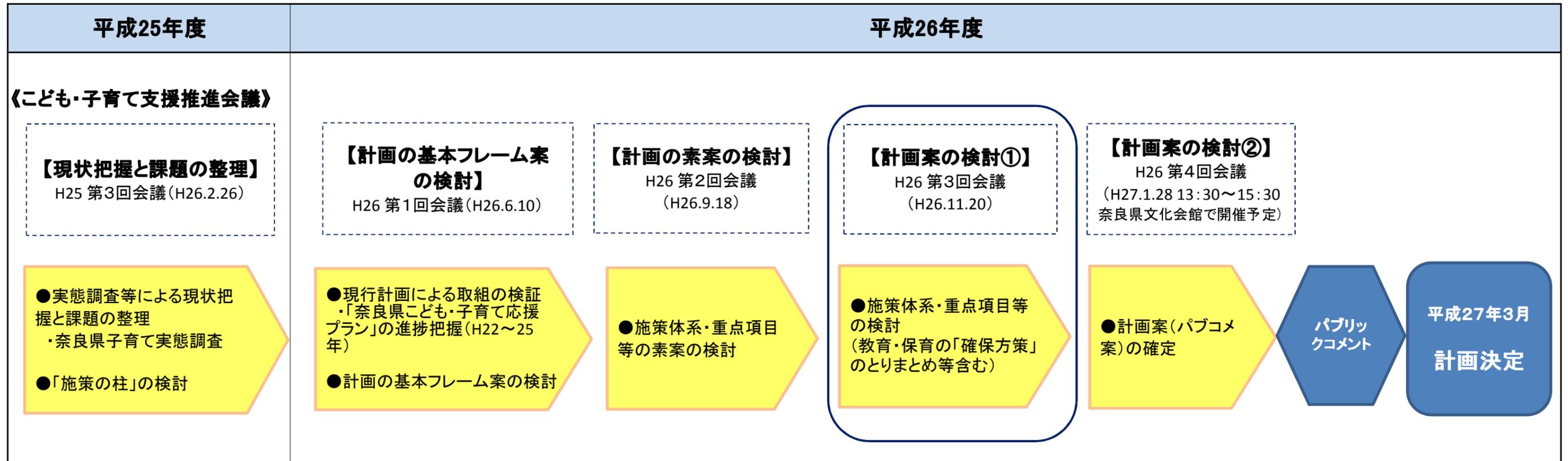


6 策定スケジュール



【参考】本計画の根拠法

- 次世代育成支援対策推進法(平成15年7月から段階施行)
 - ・国、地方公共団体、事業主が次代の社会を担う子どもの健やかな育成のための環境整備に取り組む。
 - ・都道府県は、国が策定する「行動計画策定指針」に即して、**次世代育成支援のための行動計画**を策定することができる(県計画は任意計画)。
- 子ども・子育て支援法(平成27年4月本格施行)
 - ・「子ども・子育て支援新制度」として、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。市町村が地域のニーズに基づき事業計画を策定し、子ども・子育て支援に関する取組を実施。
 - ・主なポイントは、①認定こども園の普及による幼保の一体的提供の推進、②保育の受け皿の確保、③放課後児童クラブ等地域の子育て支援の充実
 - ・都道府県は、**子ども・子育て支援事業支援計画**を策定し、財政支援等により、市町村を支える(県計画は義務計画)。